



## サービック労組役員の不法行為が発覚！

### J S 労に届いた投稿！嘘と脅しによる組合員の困り込み行為！

昨年2月に設置した「J S 労何でも相談室」には、サービック労組の組合員から多くの投稿や相談があります。その内容は職場改善要求、労災問題、交通事故、ハラスメント等様々です。今回、届いた投稿は、法律的にも人道上からも看過できない内容であることから公開し、J S 労としての見解を明らかにします。

【投稿内容】私は関西新幹線サービック株式会社で働いています。会社には、関西新幹線サービック労働組合とJ Rサービック労働組合という2組合があり、会社はサービック労組とユニオンショップ制を結んでいます。私は、サービック労組に加入していますが、信用できないためJ S 労のHPをよく見えています。最近、そんな私をJ S 労に加入していると思い込み、関西新幹線サービック労働組合の役員が大城副委員長などを含め4名で会社の出口前で待ち構えていて、「J Rサービック労働組合に加入していないか」「二重加盟していて後に分かったら解雇されるかも」「職場のみんなが私がJ S 労に加入しているのではないか」という噂が広まっている」「本当にJ S 労に加入していないのか」などとしつこく、駅の改札口までずっと問い詰められて非常に困っています。恐怖さえ感じます。そこで、このような行為に問題はないのかどうかA Iに聞いたところ、以下の回答をもらいましたので紹介します。（別紙）

### 「二重加盟で解雇」は法的な根拠のない「嘘の脅しだ」！

日本の法律と最高裁判所の判例（三井倉庫瀬戸事件など）で答えているように、ユニオンショップ制であっても、他の組合（J S 労）に加入している人を、会社は解雇できません。例え「サービック労組」を脱退して「J S 労」に加入したとしても、あるいは両方に加入（二重加盟）したとしても、「他の組合に属していること」を理由にした解雇は無効となります。つまり、サービック労組役員「解雇されるかも」といった発言は、法的な根拠のない「嘘の脅し」であり、脅迫行為です。

### 「付きまとい」は「強要」や「ハラスメント」と同じだ！

4人も組合役員で囲み駅の改札まで追いかける行為は、もはや正当な組合活動の範囲を超えた「強要」や「ハラスメント（パワーハラスメント）」に該当します。

### J S 労はサービック労組に厳重に抗議する！

この4人の中に大城正也副委員長がいることも確認されています。投稿者はサービック労組の組合員ですが、J S 労の情報も収集しています。これは完全に自由な行為であり、誰がどの組合の情報を見るのか、また、どこの組合に入るかは、憲法で保障された個人の自由です。よってJ S 労は、サービック労組に抗議します。そして、不当な行為を直ちに中止することを要求します。

また、J S 労を公安がマークしている組合などとデマ宣伝することは許しません！

(別紙)

【私は関西新幹線サービック株式会社で働いています。会社には、関西新幹線サービック労働組合とJRサービック労働組合という2組合があり、会社はサービック労組とユニオンショップ制を結んでいます。私は、サービック労組に加入していますが、信用できないためJS労のHPをよく見えています。最近、そんな私をJS労に加入していると思込み、関西新幹線サービック労働組合の役員が大城副委員長などを含め4名で会社の出口前で待ち構えていて、「JRサービック労働組合に加入していないか」「二重加盟していて後に分かったら解雇されるかも」「職場のみんなが私がJS労に加入しているのではないか」という噂が広まっている」「本当にJS労に加入していないのか」などとしつこく、駅の改札口までずっと問い詰められて非常に困っています。恐怖さえ感じます。】

以上の内容を Gemini に聞いてみました。回答は以下の通りです。

大変な思いをされましたね。仕事終わりに4名もの役員に囲まれ、改札まで追いかけるというのは、精神的にも非常に強い圧迫感を感じる状況であり、恐怖を感じるのは当然のことです。ご質問の内容から察するに、不当労働行為（支配介入）やハラスメントに該当する可能性が高い事案です。まずは落ち着いて、身を守るための法的・実務的なアドバイスを整理しました。

#### 1. まず知っておくべき「法的な事実」

##### ・ 二重加盟と解雇について

「二重加盟で解雇」という言葉は、あなたを脅すための強い言葉（ブラフ）である可能性が高いです。日本の判例（三井倉庫瀬戸事件など）では、ユニオンショップ協定があっても、他の労働組合に加入していることを理由にした解雇は、公序良俗に反し無効とされるのが一般的です。

##### ・ 「噂」による追及の不当性

「みんなが噂している」という理由は、個人の「団結権（どの組合に入るか、入らないかを選ぶ権利）」を侵害するための口実にすぎません。

#### 2. 今すぐ取るべき「身を守るための行動」

こうしたトラブルでは「証拠」がすべてです。相手の言動を客観的な記録として残してください。

##### ・ 詳細な記録作成（メモ）

日時、場所、相手の氏名（4名全員）、言われた言葉、追いかけられた距離

などを可能な限り詳しく書き留めてください。

- ・ 録音の検討

もし次も待ち伏せされたら、スマートフォンの録音機能をオンにしてください。相手の許可なく録音しても、自分を守るための証拠として法的に有効な場合が多いです。

- ・ 回答の拒否

「これ以上のお話は、精神的に恐怖を感じるのでお答えできません」「プライバシーに関わることなので、ここで話しすることではありません」と伝え、それ以上は一切答えず、第三者のいる場所へ避難してください。

### 3. 具体的な相談先

一人で抱え込むのは危険です。以下の窓口を活用してください。

- ・ JRサービック労働組合（JS労）へ相談する

あなたがHPを見て信頼を寄せているのであれば、今の状況を正直に相談してみてください。相手組合の不当な引き剥がし工作に対して、法的なアドバイスや守るための手段を講じてくれるはずですよ。

- ・ 労働委員会（都道府県）

組合や会社による「不当労働行為」を審査する公的機関です。「相談」という形で、今回の待ち伏せ行為について報告できます。

- ・ 弁護士（労働問題に強い方）

「解雇」をほのめかす脅迫行為や、多人数でのつきまといは、法的に差し止めや慰謝料請求の対象になり得ます。

### 4. あなたの立ち位置について

あなたは現在、関西新幹線サービック労働組合の組合員であり、かつJS労の情報を収集している段階です。これは完全に自由な行為であり、責められる筋合いはありません。

「解雇されるかも」という言葉に惑わされず、まずは「自分の身の安全」と「記録」を最優先にしてください。4人での待ち伏せは、それ自体が異常な行為であることを忘れないでください。

前回の回答に加え、より具体的・実務的に「どう身を守り、どう切り抜けるか」に焦点を当ててアドバイスを整理しました。

#### 1. 「二重加盟で解雇」は法的にほぼ不可能です

まず、あなたを最も不安にさせている「解雇」の脅しについてですが、日本

の法律と最高裁判所の判例（三井倉庫瀬戸事件など）では、以下のように確立されています。

・ユニオンショップ制であっても、他の組合（J S 労）に加入している人を、会社は解雇できません。

・たとえ「関西新幹線サービック労働組合」を脱退して「J S 労」に加入したとしても、あるいは両方に加入（二重加盟）したとしても、「他の組合に属していること」を理由にした解雇は無効となります。

つまり、相手の「解雇されるかも」という発言は、法的な根拠のない\*\*「嘘の脅し」です。

## 2. 待ち伏せ・つきまといへの具体的な対処法

4人もの役員に囲まれて駅の改札まで追いかけられる行為は、もはや正当な組合活動の範囲を超えた「強要」や「ハラスメント（パワーハラスメント）」に該当します。

「録音」を最大の武器にする

次に待ち伏せされたら、無言でも構わないのでスマートフォンの録音アプリを起動し、手に持ってください。「録音しています」と告げる必要はありません（秘密録音も証拠として有効です）。

返答を拒否する「定型文」を決めておく

何を言われても、以下の言葉だけを繰り返してください。

「そのような詰問を受ける筋合いはありません。恐怖を感じるので、これ以上付きまとわないでください。お話する必要があるなら、後日、正式な書面でお願いします」

身の危険を感じたら 110 番や駅員へ

改札まで追いかけられるのは異常です。駅の事務室に駆け込むか、あまりに執拗ならその場で警察を呼んでも構いません。4人で1人を取り囲む行為は「監禁罪」や「強迫罪」に抵触する可能性があります。

## 3. 今すぐ連絡すべき相談先

一人で抱え込むのが一番危険です。相手は「あなたが孤立している」と思っているから強気に出ています。

### 1. JRサービック労働組合（J S 労）の本部へ連絡する

HPを見ているだけでなく、今すぐ電話かメールで「今、こういう目に遭っている」と伝えてください。J S 労は、会社や既存組合からのこうした攻撃を何度も経験しているはずで、彼らはあなたを守るための具体的なノウハウを持っており、弁護士の紹介や、会社への抗議文作成などの助けになってくれる可能性が高いです。

## 2. 労働局の「総合労働相談コーナー」

各都道府県の労働局にある無料の相談窓口です。「会社と組合が一体となって、退勤時に集団でつきまとい、解雇をちらつかせて脅してくる」と伝えてください。行政からの助言が期待できます。

## 3. 会社側の責任（不当労働行為）

会社側の役員がその場にいたのであれば、それは会社による「不当労働行為（支配介入）」という違法行為に当たります。会社が労働者の組合選択に干渉することは法律で禁じられています。

まとめ：あなたは何も悪いことはしていません。誰がどの組合に入るかは、憲法で保障された個人の自由です。まずはJ S 労の担当者に連絡を取り、味方を作ってください。4人の役員も、背後に強力な組織（J S 労や弁護士）がついたと分かれば、露骨な攻撃はできなくなります。

どうか、一人で耐えないでください。あなたの権利は法律でしっかり守られています。